



# 引野交番



福山東警察署 084-927-0110

1月10日は

# 110番の日

事件ですか事故ですか？



新年あけましておめでとうございませす。  
昨年も警察活動にご理解とご協力を賜り、  
ありがとうございます。  
本年もよろしくお願い申し上げます。

警察では、毎年1月10日を「110番の日」と定め、110番通報の適切な利用について、ご理解・ご協力をいただくよう広く県民のみなさんに呼び掛けています。

「110番」は、事件・事故などを警察に知らせていただくための**緊急通報電話**です。

緊急の対応を必要としない場合は、「#9110」を利用してください。

いたずら電話は真に必要な事件・事故の110番通報が受理できなくなるなど、業務の妨害になります。

悪質ないたずらは、検挙されることがありますので絶対にしないでください。



## 飲酒運転等の根絶

飲酒運転は極めて悪質・危険な犯罪です。

アルコールは少量の摂取でも安全運転に必要な情報処理能力、注意力、判断力が低下し、交通事故の危険を高めます。

お酒を飲んだら絶対に運転をしてはいけません。

・酒気帯び運転の禁止

【罰則】3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

・酒酔い運転の禁止

【罰則】5年以下の懲役又は100万円以下の罰金



飲酒運転をした当事者はもちろんですが、飲酒運転を助長する禁止行為(酒類提供、車両貸与、同乗)を犯した周辺者にも厳しい罰則が設けられています。

事業者は飲酒運転根絶に向けた運転者教育や点呼時等におけるアルコール検知器の使用等を徹底しましょう。

